

令和7年度南風原町立小中学校ICT支援員委託事業 仕様書

1 事業名

令和7年度南風原町立小中学校ICT支援員委託事業

2 目的

本事業は、学校における ICT を効果的に活用した「魅力ある授業づくり」「わかる授業」の推進及び文部科学省が提唱する「GIGA スクール構想」により整備された一人一台端末を有効活用するため、各小・中学校におけるICT支援員を委託するものである。

3 事業概要

ICT支援員を南風原町立各小・中学校に配置し、ICTを活用した授業等を教諭がスムーズに行うことができるように、事前準備・授業中・授業の振り返りなどについて支援及び助言を行う。ICT環境を利用した授業において児童・生徒に対しても支援・助言を行う。

さらに、本事業受託者はICT支援員の管理監督はもちろんのこと、南風原町教育委員会及び各学校との緊密な連携のもと全体を統括するコーディネーター的役割を果たし、ICT支援員配置の日程調整・管理、業務状況の把握、指示・指導・助言・研修、ICT支援員の適切な配置や効果的な活用について町教育委員会及び各学校に助言を行う。

4 履行期間

令和7年4月下旬 ～ 令和8年3月下旬

5 実施場所

南風原小学校	南風原町字兼城685番地
津嘉山小学校	南風原町字津嘉山684番地
北 丘小学校	南風原町字宮平336番地
翔 南小学校	南風原町字喜屋武450番地
南風原中学校	南風原町字兼城780番地
南 星中学校	南風原町字照屋200番地

6 守秘義務

本事業において知り得た情報については、契約期間中のみならず本事業の終了後においても同様に漏洩してはならない。

7 委託業務内容

(1) 管理等業務

受託者は、各小・中学校にICT支援員を配置し、ICT支援員が十分に学校の支援を

行えるよう事業者内に管理指導者を置くこと。

管理指導者は、町教育委員会及び各学校との緊密な連携のもとICT支援員の管理監督及び全体を統括するコーディネーター的役割を果たし、ICT支援員配置の日程調整・管理、業務状況の把握、指示・指導・助言・研修などの管理及びサポートを行うこと。

(2) ICT支援員

①業務内容等

- I 教職員へのICT機器の操作研修・指導に関すること。
- II 授業開始時のICT機器の設定や授業中の操作補助に関すること。
- III ICT環境を利用した授業における児童・生徒の支援に関すること。
- IV ICT機器を活用した教材作成への助言に関すること。
- V 短期的及び長期的なICT機器活用計画作成の助言に関すること。
- VI 学校内ICT機器の不具合発生時の現象切り分け支援に関すること。
- VII 支援員は、良い事例を各小・中学校全校で情報共有を図れるように努めること。

②配置及び勤務体制

- I 支援員1名体制（6校担当、1日単位でまわる）でスケジュールを組み、各小・中学校に配置すること。
また、緊急時の場合の対応体制についても提案すること。
- II 勤務日は、土日・祝日・慰霊の日・旧盆・年末年始を除く平日を基本とするが、学校の行事等により休日勤務もあり得る。その場合は、学校が代休の日を休みとする。
- III 勤務時間は、8：30～16：30（休憩時間含む）を基本とするが、学校との協議により変更となる場合もある。
- IV 学校現場等で契約期間中に210日以上勤務すること。勤務実績日数が下回る場合は、契約金額×下回る日数／210で得た額（端数切り捨て）を甲に返還するものとする。
- V 教育委員会が学校のICT支援活動として認めた業務（研修会の事前準備、インシデント管理、教材提案の準備、教材研究等）についても、学校訪問の代替とすることができるものとする。
- VI 町教育委員会との事前打合せや定例会等も勤務に含めるものとする。

③本年度の重点支援項目

教職員及び児童生徒がICT機器を利用してスムーズに授業が行えるように支援を行うこと。各教科において学校年間指導計画に沿ったICT環境の活用が行えるよう助言及び支援を行うこと。また、これまでに整備してきたICT機器を授業の中で有効的に利用できるよう支援を行うこと。

8 実施計画書の提出

- (1) 運営体制表及び名簿を受託後速やかに提出すること。
- (2) 月ごとに勤務スケジュールを作成し、町教育委員会及び各学校に提出すること。
スケジュール作成については、各小・中学校と調整を行うこと。

9 実施報告

- (1) 月毎に実施報告書を提出し、南風原町役場にて教育委員会、ICT支援員を含む定例会を開催すること。
- (2) 事業終了月（3月）に本事業に対するアンケートを教職員対象に行い、町教育委員会に集計結果及び詳細を提出すること。アンケート内容については、町教育委員会と十分に調整を行うこと。
- (3) その他、町教育委員会が指示する事項。

10 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 事業実施にあたり、文部科学省「教育の情報化に関する手引き」や「学校のICT化のサポート体制の在り方に関する検討会」報告書の第3章「学校のICT化におけるICT支援員について」など、国や県が公開している資料を熟読し、学校現場におけるICT環境を活用した教育の重要性や活用方法について理解を深めるように努めること。
- (2) 学校現場で業務を行う際は、児童・生徒の模範となるよう言葉遣いや身なりに注意を払うこと。配置したICT支援員が学校運営上に支障をきたすような事象が発生した場合は、受託事業者の責任でICT支援員を入れ替えること。
- (3) ICT支援員は、各小・中学校における服務等について学校長の指示に従うこと。
- (4) 学校現場で作成したオリジナル教材や蓄積されるナレッジ等については、本町に所有権があるものとする。

11 その他の事項

本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。